



# 長野県報

8月31日(月)  
平成21年  
(2009年)  
第2096号

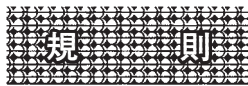
## 目次

### 規則

- 長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課) ..... 1
- 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局) ..... 2

### 公告

- 一般競争入札(消防課) ..... 3
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) ..... 4
- 土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(2件)(農地整備課) ..... 4
- 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) ..... 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札(病院事業局) ..... 5
- 一般競争入札(2件)(高校教育課) ..... 6



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年 8月31日

長野県知事 村井 仁

### 長野県規則第37号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1款 通則(第56条)」を

「第1款 通則(第56条)

第1款の2 消費生活センター(第56条の2-第56条の4)」

に、

「第34款の3 消費生活センター(第146条の5-第146条の7)

第34款の4 文化会館(第146条の8・第146条の9)」

を

「第34款の3 文化会館(第146条の5・第146条の6)」に改める。

第56条第1項中第41号を第42号とし、第1号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条の規定による消費生活センター

第56条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第2節第1款の次に次の1款を加える。

第1款の2 消費生活センター

(業務)

第56条の2 消費生活センターは、消費者安全法第10条第1項に規

定するところにより、同法第8条第1項各号に掲げる事務を行うところである。

(名称、位置及び担当区域)

第56条の3 消費生活センターの名称、位置及び担当区域は、別表第3のとおりとする。

(支所)

第56条の4 長野県松本消費生活センターに支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
長野県松本消費生活センター岡谷支所	岡谷市	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡

2 支所は、消費者安全法第8条第1項各号(第2号ハを除く。)に掲げる事務を行うところとする。

第2章第2節第34款の3を削る。

第2章第2節第34款の4中第146条の8を第146条の5とし、第146条の9を第146条の6とし、同款を同節第34款の3とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)及び(別表第2) 削除

(別表第3)(第56条の3関係)

消費生活センター

名称	位置	担当区域
長野県長野消費生活センター	長野市	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
長野県松本消費生活センター	松本市	松本市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡
長野県飯田消費生活センター	飯田市	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡
長野県上田消費生活センター	上田市	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡

別表第16から別表第18までを次のように改める。

(別表第16) から (別表第18) まで 削除

別表第36の現地機関の項の次に次のように加える。

消費生活センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
松本消費生活センター岡谷支所	支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の消費生活センターの項を削る。

別表第41の宅地住宅相談所長の項の次に次のように加える。

長野県長野消費生活センター所長	消費生活室長
-----------------	--------

別表第41の長野県長野消費生活センター所長の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

行政改革課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年 8月31日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第10号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第3条の2を第3条の3とし、第3条の次に次の1条を加える。(休息时间)

第3条の2 条例第4条第1項の規定により設けることとなる休息時間は、所定の勤務時間のうちに1回につき15分とし、当該休息時間の回数は、当該勤務時間を考慮して2回以内において人事委員会が定める回数とする。

2 前項の休息時間は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続して設けてはならない。

第6条第1項第3号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 年次休暇の単位は、1日又は1時間(不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないものをいう。次項において同じ。))にあつては1時間)とする。ただし、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第6条第6項中「8時間(斉一型短時間勤務職員)」を「7時間45分(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち不斉一型短時間勤務職員以外のもの)」に改め、「の勤務時間」の次に「(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)」を、「1日平均勤務時間」の次に「(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)」を加える。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の表の第1号又は第2号の事由による休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第8条第1項の表の第13号中「第5条」を「第4条第2項」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に規定する休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第8条第2項第1号中「半日若しくは」及び「(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、1日又は1時間)」を削り、同項第2号中「又は半日」を削り、同条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第1号中「1時間」を「1分」に改める。(職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第40条第2項中「第5条」を「第4条第2項」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第3条 任期付研究員の採用等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第9条中「午後零時15分」を「正午」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

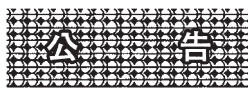
(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する職員であつて、施行日の前日における年次休暇又は職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第8条第1項の表の第17号の事由による休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後

の平成21年におけるこれらの休暇の日数については、同年1月1日から施行日の前日までの間の半日の当該休暇の使用を4時間の当該休暇の使用とみなして得られる同日における当該休暇の残日数とする。

- 3 施行日前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第7条第1項の表の第1号若しくは第2号又は第8条第1項の表の第15号若しくは第16号の事由による休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後におけるこれらの休暇の日数については、半日の当該休暇の使用を4時間の当該休暇の使用とみなして得られる施行日の前日における当該休暇の残日数とする。

人事委員会事務局



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年 8月31日

長野県知事 村 井 仁

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

平成21年度長野県防災行政無線設備更新工事に伴う地質調査業務

#### (2) 役務の特質

仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から約90日間

#### (4) 履行場所

上田市ほか1箇所

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年7月30日付け60監第288号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)による地質調査業者の登録を受け、長野県において建設コンサルタント等の業務(地質調査)の入札参加資格を有している者であ

ること。

- (4) 主任技術者として、次のいずれかの資格を有する技術者を配置できる者であること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(応用理学部門(地質)又は建設部門(土質及び基礎)に係る第二次試験に合格した者に限る。)

イ 社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験規程第2条に規定する地質調査技士

- (5) 県内に本店又は営業所を有する者であること。(県外に本店を有する者に係る県内の営業所にあつては、長野県において建設コンサルタント等の業務に関する入札参加資格を有している営業所に限る。)

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026 (235) 7183

- 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年9月9日(水) 午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年9月7日(月)午後2時まで上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であつて、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

- 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消 防 課